

議会改革推進特別委員会（第7回）

日 時 平成23年9月1日（木） 午後1時30分～
場 所 第3委員会室

- 1 開議
- 2 検討結果の確認について
- 3 検討項目の協議について
- 4 次回の日程及び協議項目について
- 5 その他

議会改革推進特別委員会第6回（H23.8.19開催） 検討結果表

A-8	傍聴規則の見直し	酒井4
H23.7.25	意見等	第3条 ○記名等の廃止（標準市議会傍聴規則、他市の例、目的が不明確、管理の負担） ○記名等は社会通念上一般的に行われること。不測の事態への対応にも資する。 第6条・第7条 ○形骸化した規定の削除（傍聴できない者の規定、傍聴者の守るべき事項の規定） ○傍聴者の守るべき事項の規定を「示威的行為、議場の妨害をしないこと」の1文とする。 ○傍聴を制限する事項はあらかじめ市民に例示しておくべき。具体的項目を時代に即したものに検討を。 第8条 ○録音、撮影等の許可制廃止（他市の例、市民の利便） ○混乱が生じない撮影方法等のルール化の検討も必要か。
	結果	規則改正案の例示を求め、引き続き検討 検討継続
H23.8.19	意見等	第3条 ○記名等の目的、効果が不明確（悪意の者への牽制にならない、必要性がない、市民に開かれた議会の実現の視点で見直しを） ○議会は混乱、紛糾の可能性があり。秩序保持の手続きも必要。それが開かれた議会を守ることになる。 ○議員が傍聴届を閲覧している現状の整理を。 ○議会を構成する議員が、議会傍聴者を認識することは問題ないのではないか。 第6条・第7条 ○ゼッケン等の規定は時代にそぐわず、例もなく、威嚇の意図も受けない、よって規則の改正を。 ○適用する可能性がゼロではない。改正は不要。 ○過去、他市等で野次、妨害等がある。改正は不要。 ○「異様な服装」の定義が困難、傍聴の権利を保障する視点で。 第8条 ○市民の情報発信をバックアップする視点も必要。 ○善意の傍聴者が行う行為を規制しない方が、議会改革、公開の方向に合致する。 ○傍聴者の記名等が行われるならば許可制の廃止を。 ○政治的に悪用される恐れがある。 ○現に公開している以上のことを公開するアイデアがあるならば、それをもって議長により整理されるもの。
	結果	現状のとおり 決定

A-9	議員研修の公開		酒井6
H23.7.25	意見等	○市民との情報共有、開かれた議会の実現 ○講師によっては議会報告会等へ参加しない市民の参加も見込める。	
	結果	引き続き検討	検討継続
H23.8.19	意見等	○内容により判断。 ○名称を変えるなどの一定の整理を。 ○公開はパレート改善である。講演等は特に公開を。	
	結果	研修ごとに、公開又は非公開を決定する。	決定

A-10	議会ホームページの独自設置		酒井7
H23.7.25	意見等	○議会の独立性の明確化（現状は市のHPのコンテンツの一部に見える。） ○迅速な更新の実現 ○コンテンツの充実 ○管理の問題等で市のシステムの有効性も考えられる。	
	結果	引き続き検討	検討継続
H23.8.19	意見等	○現HPは不十分。経費面も含め対応可能であれば実施を。	
	結果	H23.11月の市ホームページリニューアルの状況により、再度検討する。	決定

A-11	ホームページでの会議資料の事前掲載		酒井8
H23.7.25	意見等	○議会報告会での要望事項、利便の向上。 ○ネット視聴者へも傍聴者と同程度の資料を提供。	
	結果	引き続き検討	検討継続
H23.8.19	意見等	○実施すべき。 ○対応できるよう、資料作成を担う市長部局への働きかけを。	
	結果	可能な範囲で積極的実施する。	決定

A-12	ホームページでの委員会等会議録の掲載		酒井9
H23.7.25	意見等	○庁舎でしか閲覧できない現状は、情報公開として不十分。議会HPのコンテンツ充実として。	
	結果	引き続き検討	検討継続
H23.8.19	意見等	○実施すべき。	
	結果	可能な範囲で積極的実施する。	決定

A-13	各議員が事務局に調査を依頼した事項について結果を公開		酒井19
H23.7.25	意見等	○他の議員や市民に公開し議論の活性化を。	
	結果	引き続き検討	検討継続